

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。当院では、後発のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※1）を行う場合がございます。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。
供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

尚、令和5年4月改定で、医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置が以下の通り実施されます。

	現行の加算	特例措置期間の加算（※2）
一般名処方加算1	7点	9点（+2点）
一般名処方加算2	5点	7点（+2点）

※2 特例措置加算：2023年4月1日から2023年12月31日

ご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

社会医療法人社団同仁会
木更津病院
院長 関根 博